

野田市犯罪被害者等支援条例（案）の概要

1 条例制定の趣旨

「誰でもよかった」などという無差別な凶悪犯罪が後を絶ちません。それだけでなく、あらゆる犯罪が身の回りで起こっています。犯罪被害者等は、犯罪そのものにより心身の被害を受けるだけでなく、その後も毎日の生活を続けながら、犯罪によって受けた傷とずっと向き合わざるを得なくなります。しかしながら、周囲の人々はこうした状況や気持ちをよく理解しているとはいえ、犯罪被害者等が誤解されたり、さらに傷つけられたりといったこともしばしば起こっています。犯罪被害者等のために何ができるのか、もし不幸にして自分の身近な人が被害にあったらどのように向き合えばよいのか、私たち一人一人が、日頃から、犯罪被害者等の声に耳をかたむけ考えることが大切です。誰もががある日突然、犯罪等に巻き込まれ、犯罪被害者等となってしまう可能性があります。また、犯罪被害者等の方々は、直接的な被害だけでなく、その後の副次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

国は、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等支援政策を推進する中、令和5年度から6年度にかけて開催された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」において、地方において犯罪被害者等支援を充実させるためには、生活を支援する制度・サービスを所管する市区町村の果たすべき役割は大きいと提言されております。

千葉県は、令和3年度に「犯罪被害者等支援条例」を施行し、令和4年3月には、被害者支援を総合的かつ計画的に推進するため「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

そのような近年の犯罪被害者等支援の積極的な動向を受け、犯罪被害者等の支援に関する市の姿勢を示し、犯罪被害者等となってしまった市民の被害の早期回復及び権利利益の保護を図り、市民等の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために野田市犯罪被害者等支援条例を制定します。

2 条例の内容

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策を推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図り、もって市民等が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

本条例の目的を規定するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であつて市民であるものをいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪等により被害を受けた者が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び被害を受けることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者及びやむを得ない事由により住民登録をせず市内に居住している者をいう。
- (7) 市民等 市民並びに市内に通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において活動を行っている法人その他の団体をいう。
- (8) 関係機関 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

本条例において使用する用語について定義するものです。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを踏まえ、相互扶助の精神に基づき、次の各号に掲げる事項についての共通の理解の下に、社会全体で一丸となって推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に行われること。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が、途切れることなく継続して行われること。

犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めるものです。

犯罪被害者等支援は、千葉県等と連携して行うものであることから、千葉県の基本理念と同様のものとします。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との連携に努め、犯罪被害者等支援に関する施策を講じなければならない。

市の責務として、基本理念にのっとり、関係機関等との連携に努め、犯罪被害者等支援に関する施策を講ずることを規定するものです。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、再被害及び二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、国、千葉県及び市が実施す

る犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

市民等の責務を規定するものです。

(相談等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

市の支援として、犯罪被害者等が直面している様々な問題に相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うことを規定するものです。

犯罪被害に対する専門的な相談等は、平成20年4月1日に千葉県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定された公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターの犯罪被害に対する専門的な知識のある犯罪被害相談員や、同団体とともに、千葉県から性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに位置付けられている特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさと等につないでまいります。

※ 犯罪被害者等早期援助団体とは、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると思われる営利を目的としない法人であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいいます。

(見舞金の支給)

第7条 市は、千葉県犯罪被害者等見舞金制度に基づく見舞金の支給を受けた犯罪被害者等に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

千葉県犯罪被害者等見舞金制度では、遺族見舞金(30万円)及び重傷病見舞金(10万円)を支給しておりますが、市の支援として、これに上乗せして見舞金を支給しようとするものです。

手続については規則で定めませんが、犯罪被害者等の手続の簡素化及び事務の合理化の観点から、申請書の添付書類は、千葉県犯罪被害者等見舞金制度に基づく見舞金の支給を受けたことが分かる書類を予定しています。

また、市の上乗せ支給の額につきましては、県と同額の遺族見舞金（30万円）及び重傷病見舞金（10万円）を規則で定める予定です。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

条例に定めのない事項であって施行に関し必要なものの定めは、市長に委任するものです。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月野田市議会定例会において議決していただき、令和7年4月1日から施行する予定です。